



2015年2月27日

各 位

会 社 名 株式会社りそなホールディングス
代表者名 取締役兼代表執行役社長 東 和 浩
(コード番号 8308 東証一部)

第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、第一生命保険株式会社及び日本生命保険相互会社を処分予定先とする第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2015年3月16日(月)
(2) 処 分 株 式 数	普通株式 130,000,000株
(3) 処 分 価 額	1株につき665.45円
(4) 資 金 調 達 の 額	86,508,500,000円
(5) 募集又は処分方法 (処分予定先)	第三者割当の方法による。 第一生命保険株式会社 70,000,000株 日本生命保険相互会社 60,000,000株
(6) そ の 他	上記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力が発生することを条件とする。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2014年2月の公的資金返済に際して、第3種第一回優先株式と併せて普通株式(66,726,000株)を取得(詳細につきましては2014年2月3日付で公表いたしました「終値取引(ToSTNeT-2)による自己株式(普通株式)の取得結果ならびに公的資金の一部返済および主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」をご参照ください。)しておりますが、取得した普通株式については、自己資本状況等の財政状態、事業環境や市場動向等を踏まえ、機動的か

つ柔軟な資本政策への活用も含め対応方針を判断することとしておりました。また、取得条項の発動による早期健全化法優先株式の普通株式への一斉転換に備えて、2008年度に市場買付けの方法により自己株式（63,507,100株）を取得し保有してまいりましたが、同優先株式につきましては、2015年6月開催予定の定時株主総会における承認等を前提とした繰上返済を実施し、これをもって公的資金の全額を返済することを計画しております（詳細につきましては本日付で公表いたしました「公的資金の完済と新たな中期経営計画の策定について～『リテール No. 1』の実現に向けて～」をご参照ください。）。

上記経緯を踏まえて、今般、下記の理由により、当社が保有している自己株式（2014年9月30日現在において130,937,337株）を最大限活用した形で、本自己株式処分を行うことについて決議いたしました。当社は、公的資金完済後の中長期的な自己資本比率の目標水準について、将来的な自己資本規制の強化への対応や、戦略的な投資機会に柔軟に対応できる資本余力の確保を見据え、国内基準において十分な自己資本を確保するとともに、国際統一基準においても普通株式等 Tier1 比率（その他有価証券評価差額金を除く。）で 8.0%を安定的に上回る水準を早期に達成することを目指すこととしております（詳細につきましては本日付で公表いたしました「公的資金の完済と新たな中期経営計画の策定について～『リテール No. 1』の実現に向けて～」をご参照ください。）。

この点を踏まえ、後記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」及び本日付で公表いたしました「公的資金の完済と新たな中期経営計画の策定について～『リテール No. 1』の実現に向けて～」に記載のとおり、普通株式の処分により調達した資金を社債型優先株式の買入消却等に充てることで、普通株式等 Tier1 比率への算入が認められていない社債型優先株式と普通株式との間の資本の実質的交換（キャピタル・エクステンジ）等を通じた既存の自己資本構成の見直しを実施し、国内基準及び国際統一基準のいずれにおいても自己資本の質的・量的強化を図ります。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

① 払込金額の総額	86,508,500,000円
② 発行諸費用の概算額	-円
③ 差引手取概算額	86,508,500,000円

(2) 調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額 86,508,500,000 円の具体的な使途につきましては、以下のとおりであります。ただし、調達資金を実際に支出するまでは、上記手取金は譲渡性預金及び当座預金として管理する予定です。

具体的な資金使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 第4種優先株式すべての取得	63,000	2015年6月下旬以降

(関係当局の承認を前提といたします)		
② 株式会社りそなホールディングス第9回 無担保社債の償還	23,508.5	2016年9月

(第4種優先株式すべての取得)

第4種優先株式(発行価額の総額630億円)は、2006年8月に公的資金の返済財源の確保等を目的として発行した社債型優先株式であり、2013年8月以降、取得条項の行使が可能となっております。

前記「2. 処分の目的及び理由」に記載のとおり、2015年6月開催予定の定時株主総会における承認等を前提とした公的資金の完済を計画しておりますが、それと併せて、公的資金完済を見据えた資本政策の1つとして、自己資本の質的向上の一環として、社債型優先株式の買入消却を中長期的な時間軸で検討していく方針を掲げております(詳細につきましては、本日付で公表いたしました「公的資金の完済と新たな中期経営計画の策定について～『リテールNo.1』の実現に向けて～」をご参照ください。)。かかる方針のもと、公的資金完済後、速やかに第4種優先株式のすべてを取得する予定であります。

(社債の償還)

2011年9月に起債した株式会社りそなホールディングス第9回無担保社債(償還期限:2016年9月)の償還資金の一部に23,508.5百万円を充当する予定です。既存の社債の償還に本自己株式処分調達した資金を充てることで、前記「2. 処分の目的及び理由」に記載した将来的な自己資本規制の強化に対応し、また、戦略的な投資機会に柔軟に対応できる資本余力を確保するものです。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

第4種優先株式の取得は、優先配当負担の減少を通じた普通株主帰属利益の増加を期待することができます。また、既存の社債の償還に本自己株式処分調達した資金を充てることによる、将来的な自己資本規制の強化への対応や、戦略的な投資機会に柔軟に対応できる資本余力の確保は、安定的で円滑な資金供給を支える資本運営を可能にし、将来の事業成長の基盤となるものと考えており、いずれも株主価値の向上に貢献することが見込まれます。したがって、本自己株式処分により調達した資金の使途については合理的であると考えております。

5. 処分条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

払込金額につきましては、本自己株式処分に係る取締役会決議日(以下「本取締役会決議日」という。)である2015年2月27日の直前の10営業日(2015年2月13日から2015年2月26日まで)の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値である665.45円(小数点以下第三位切捨て)といたしました。

かかる払込金額は、本取締役会決議日の直前営業日である2015年2月26日の東京証券取引所における当社株式の終値である672円に対しては0.97%のディスカウント、同直前1ヶ月間（2015年1月27日から2015年2月26日まで）の終値の平均値である632.44円（小数点以下第三位切捨て）に対しては5.22%のプレミアム、同直前3ヶ月間（2014年11月27日から2015年2月26日まで）の終値の平均値である616.47円（小数点以下第三位切捨て）に対しては7.95%のプレミアム及び同直前6ヶ月間（2014年8月27日から2015年2月26日まで）の終値の平均値である611.32円（小数点以下第三位切捨て）に対しては8.85%のプレミアムを行った金額となります。

かかる払込金額といたしましたのは、一時的な相場変動及び不安定な株価市況の影響等を緩和する観点からは一定期間の平均値を採用することが妥当であると考えられるところ、過去の株価の推移等に鑑み、直前の10営業日の終値の平均値とすることが、現時点における当社の企業価値を最も適正に反映しており、算定根拠として客観性が高く合理的と判断したためであります。また、かかる払込金額の算定は日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠しております。

当社といたしましては、かかる払込金額は合理的で有利発行に当たらないと判断しており、当社の監査委員会は全員一致で、当該払込金額は上記指針に準拠するものであり、特に有利な払込金額には該当しない旨の意見を表明しております。

(2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本自己株式処分により、処分予定先に対して割り当てる株式数は、合計で130,000,000株（議決権数1,300,000個）であり、現在の当社普通株式の発行済株式総数2,324,118,091株に対する割合は5.59%（2014年9月30日時点の総議決権数21,922,394個に対する割合は5.93%）に相当し、これにより一定の希薄化が生じます。

しかしながら、当社が保有している自己株式（2014年9月30日現在において130,937,337株）を最大限活用した形で、前記「4. 資金使途の合理性に関する考え方」に記載のとおり、優先配当負担の減少を通じた普通株主帰属利益の増加や、将来的な自己資本規制の強化への対応、戦略的な投資機会に柔軟に対応できる資本余力の確保を行うことで、株主価値の向上に貢献することが見込まれるものと考えており、本自己株式処分による処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

6. 処分予定先の選定理由等

(1) 処分予定先の概要

(1) 名 称	第一生命保険株式会社
(2) 処 分 予 定 株 数	70,000,000株
(3) 所 在 地	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号
(4) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 渡邊光一郎
(5) 事 業 内 容	生命保険業
(6) 資 本 金	343,104百万円

(7) 創 立 年 月 日	1902年9月15日		
(8) 発 行 済 株 式 数	1,197,938,700株		
(9) 決 算 期	3月31日		
(10) 従 業 員 数	59,515人(連結)		
(11) 大株主及び持株比率	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4.60%	
	株式会社みずほ銀行	4.34%	
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3.56%	
	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	2.60%	
	THE CHASE MANHATTAN BANK, N. A. LONDON SECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	2.21%	
	損害保険ジャパン日本興亜株式会社	2.08%	
	株式会社三菱東京UFJ銀行	1.83%	
	THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10 (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	1.79%	
	BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	1.23%	
	GOLDMAN, SACHS & CO. REG (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	1.18%	
(12) 当事会社間の関係			
資 本 関 係	処分予定先が保有する当社の株式の数：第5種優先株式4,000,000株、普通株式55,241,900株 当社が保有する処分予定先の株式の数：10,555,400株		
人 的 関 係	生命保険のコンサルティングノウハウを有する職員の派遣を受け入れるなど人材交流を行っております。		
取 引 関 係	業務提携先として、当社の傘下銀行(りそな銀行・埼玉りそな銀行・近畿大阪銀行)にて、第一生命保険株式会社の子会社である第一フロンティア生命の保険商品を販売しております。		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項ありません。		
(13) 最近3年間の経営成績及び財政状態			
決 算 期	2012年3月期	2013年3月期	2014年3月期
連 結 純 資 産	991,745百万円	1,649,020百万円	1,947,613百万円
連 結 総 資 産	33,468,670百万円	35,694,411百万円	37,705,176百万円
1株当たり連結純資産(円)	99,376.82	1,657.14	1,962.05

連結経常収益	4,931,781 百万円	5,283,989 百万円	6,044,955 百万円
連結経常利益	225,920 百万円	157,294 百万円	304,750 百万円
連結当期純利益	20,357 百万円	32,427 百万円	77,931 百万円
1株当たり連結当期純利益(円)	2,061.78	32.75	78.58
1株当たり配当金(円)	1,600.00	1,600.00	20.00

- (注) 1. 資本金、発行済株式総数、従業員数並びに大株主及び持株比率は、2014年9月30日現在におけるものです。
2. 当社が保有する処分予定先の株式の数は、2014年3月31日現在におけるものです。
3. 第一生命保険株式会社については、東京証券取引所市場第一部に上場しており、同社が東京証券取引所に提出しているコーポレート・ガバナンス報告書に記載された反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を東京証券取引所のホームページにて確認することにより、また、同社が生命保険会社として保険業法に基づき金融庁の監督及び規制を受けていることから、同社又は同社の役員若しくは主要株主が反社会的勢力ではなく、反社会的勢力とは一切関係していないと当社は判断しております。

処分予定先の概要

(1) 名称	日本生命保険相互会社
(2) 処分予定株数	60,000,000株
(3) 所在地	大阪府大阪市中央区今橋三丁目5番12号
(4) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 筒井義信
(5) 事業内容	生命保険業
(6) 基金の総額	1,250,000百万円(基金償却積立金の額を含む。)
(7) 創立年月日	1889年7月4日
(8) 発行済株式数	—
(9) 決算期	3月31日
(10) 従業員数	70,806人(連結)
(11) 大株主及び持株比率	該当事項はありません。
(12) 当事会社間の関係	
資本関係	処分予定先が保有する当社の株式の数：第6種優先株式2,000,000株、普通株式5,488,195株 当社が保有する処分予定先の株式の数：該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	当社の傘下銀行(りそな銀行・埼玉りそな銀行・近畿大阪銀行)にて、保険商品を販売しております。
関連当事者への	該当事項はありません。

該 当 状 況				
(13) 最近3年間の経営成績及び財政状態				
決 算 期	2012年3月期	2013年3月期	2014年3月期	
連 結 純 資 産	2,471,169百万円	4,001,471百万円	4,814,051百万円	
連 結 総 資 産	51,166,914百万円	55,165,611百万円	57,090,238百万円	
連 結 経 常 収 益	7,167,921百万円	7,201,337百万円	6,829,236百万円	
連 結 経 常 利 益	487,841百万円	402,234百万円	523,240百万円	
連 結 当 期 純 剰 余	224,903百万円	247,937百万円	247,152百万円	

(注) 1. 基金の総額及び従業員数は、2014年3月31日現在におけるものです。

2. 日本生命保険相互会社については、同社のホームページにおいて公開されている反社会的勢力に対する基本原則や反社会的勢力に対する取組等の反社会的勢力への対応を確認することにより、また、同社が生命保険会社として保険業法に基づき金融庁の監督及び規制を受けていることから、同社又は同社の役職員が反社会的勢力ではなく、反社会的勢力とは一切関係していないと当社は判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

(2) 処分予定先を選定した理由

前記「2. 処分の目的及び理由」に記載のとおり、当社は、公的資金完済後の中長期的な自己資本比率の目標水準について、国内基準において十分な自己資本を確保するとともに、国際統一基準においても普通株式等 Tier1 比率（その他有価証券評価差額金を除く。）で8.0%を安定的に上回る水準を早期に達成することを目指すこととしております。現在計画している早期健全化法優先株式の繰上返済その他当社を取り巻く環境等を踏まえ、現時点において、本自己株式処分を行うことで自己資本の質的・量的強化を図ることにより、将来的な自己資本規制の強化への対応や、戦略的な投資機会に柔軟に対応できる資本余力の確保を行うことが、当社の今後の戦略的な成長にとって必要と考えております。

他方で、早期健全化法優先株式の繰上返済や当社の資本構造が大きく変わることが想定されている現時点において処分予定先を選定するに際しては、自己資本の質的・量的強化を図るという本自己株式処分の目的について賛同を頂ける処分予定先を選定することが必要であるとと考えております。

また、当社グループは、個人のお客さま等既存のリテール分野における金融ニーズが多様化・高度化・複雑化していることを踏まえ、お客さまの人生における様々なライフイベントやプランに応じて、資産形成や生活設計を金融面から総合的にサポートする「トータルライフソリューション」にグループをあげて取組み、個人取引 No.1 のりそなブランドをいち早く確立することが重要であるとと考えております。

処分予定先である2社は、「トータルライフソリューション」の展開に資する取引関係にあるとともに、第一生命保険株式会社は当社普通株式及び第5種優先株式を、日本生命保険相互会社については当社普通株式及び第6種優先株式を保有しており、取引関係のみならず

資本関係も通じて当社の置かれている状況について十分なご理解を頂いており、また、今回の自己資本の質的・量的強化という本自己株式処分の目的についても賛同を頂いております。

以上の事情に鑑み、当社グループの掲げるりそなブランドの確立への寄与という観点も踏まえ、第一生命保険株式会社及び日本生命保険相互会社を処分予定先に選定しております。

(3) 処分予定先の保有方針

当社は、各処分予定先から本自己株式処分により取得する株式の保有方針について、長期的に継続して保有する意向であることを確認しております。また、当社は、本自己株式処分の払込期日（2015年3月16日）から2年間において、各処分予定先が本自己株式処分にて取得した当社株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名又は名称及び譲渡株式数等の内容を直ちに当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、処分予定先との間で確約書を締結する予定です。

(4) 処分予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

処分予定先の払込みに要する資金等の状況については以下のとおりです。

第一生命保険株式会社

第一生命保険株式会社の第112期有価証券報告書（2014年6月24日提出）及び第113期第3四半期報告書（2015年2月13日提出）に記載されている現金及び預金、総資産、純資産、経常収益等の状況を確認した結果、同社は本自己株式処分に係る払込みに必要かつ十分な現預金を保有しているものと判断しております。

日本生命保険相互会社

日本生命保険相互会社が同社ホームページにおいて公表している2014年11月28日付「平成26年度第2四半期（上半期）報告について」に記載されている現金及び預貯金、総資産、純資産、経常収益等の状況を確認した結果、同社は本自己株式処分に係る払込みに必要かつ十分な現預金を保有しているものと判断しております。

7. 処分後の大株主及び持株比率

処分前（2014年9月30日現在）	処分後
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） 4.24%	第一生命保険株式会社 5.49%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） 3.58%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） 4.24%
GOLDMAN, SACHS & CO. REG （常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社） 3.10%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） 3.58%
第一生命保険株式会社 2.51%	GOLDMAN, SACHS & CO. REG 3.10%

		(常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)
CACEIS BANK FRANCE / CREDIT AGRICOLE SA (常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ 銀行)	1.67%	日本生命保険相互会社 2.86%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1.60%	CACEIS BANK FRANCE / CREDIT AGRICOLE SA (常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ 銀行)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口 4)	1.28%	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)
MELLON BANK, N.A. AS AGENT FOR ITS CLIENT MELLON OMNIBUS US PENSION (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1.27%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口 4)
JP MORGAN CHASE BANK 380055 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1.21%	MELLON BANK, N.A. AS AGENT FOR ITS CLIENT MELLON OMNIBUS US PENSION (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)
THE BANK OF NEW YORK, TREATY JASDEC ACCOUNT (常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ 銀行)	1.15%	JP MORGAN CHASE BANK 380055 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)

- (注) 1. 2014年9月30日現在の株主名簿を基準としており、持株比率は発行済株式総数(2,353,638,091株)を分母として計算しております。
2. 上記のほか、当社が保有している自己株式が130,937,337株(2014年9月30日現在の発行済株式総数に対する割合は5.56%)あります(本自己株式処分実施後は、937,337株となります。)。なお、当該自己株式数には、従業員持株会支援信託ESOPが保有する当社株式5,553,500株(2014年9月30日現在の発行済株式総数に対する割合は0.23%)が含まれておりません。
3. 持株比率は、小数点以下第三位を切捨てて記載しております。

8. 今後の見通し

本自己株式処分は、当社事業の強化や財務基盤の強化等に寄与すると考えられますが、その影響は中長期的なものと想定しており、2015年3月期以降の業績への具体的な影響額について

は現時点では未定です。

今後、開示すべき事項が発生した場合には、判明次第速やかにお知らせいたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）（単位：百万円）

決 算 期	2012年3月期		2013年3月期		2014年3月期		
連結経常収益	850,350		832,183		826,935		
連結経常利益	274,872		285,133		312,169		
連結当期純利益	253,662		275,141		220,642		
1株当たり連結当期純利益（円）	96.56		105.71		89.71		
1株当たり配当金（円）	普通株式	12.00	普通株式	12.00	普通株式	15.00	
	丙種第一回 優先株式	68.00	丙種第一回 優先株式	68.00	丙種第一回 優先株式	68.00	
	己種第一回 優先株式	185.00	己種第一回 優先株式	185.00	己種第一回 優先株式	185.00	
	第3種第一回 優先株式	21.38	第3種第一回 優先株式	21.04	第3種第一回 優先株式	19.02	
	第4種 優先株式	992.50	第4種 優先株式	992.50	第4種 優先株式	992.50	
	第5種 優先株式	918.75	第5種 優先株式	918.75	第5種 優先株式	918.75	
	第6種 優先株式	1,237.50	第6種 優先株式	1,237.50	第6種 優先株式	1,237.50	
	1株当たり連結純資産（円）	354.35		490.48		552.89	

(注) 丙種第一回優先株式及び己種第一回優先株式については、上記のほかに2014年3月期に係る配当として、その他資本剰余金を原資とする特別優先配当（それぞれ総額で年間120億円及び年間200億円、純資産減少割合1.1%）を実施しました。特別優先配当金は、預金保険機構との間で締結した「公的資金としての株式の取扱いに関する契約書」（2013年6月21日付）に基づき、丙種第一回優先株式及び己種第一回優先株式に係る公的資金の返済に充当されます。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2015年2月27日現在）

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	2,353,638,091 株 うち普通株式 2,324,118,091 株 うち優先株式 29,520,000 株	100.0%
現時点の引換価額（行使価額） における潜在株式数	70,837,548 株	3.0%
下限値の引換価額（行使価額） における潜在株式数	70,837,548 株	3.0%
上限値の引換価額（行使価額） における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2012年3月期	2013年3月期	2014年3月期
始 値	397 円	389 円	488 円
高 値	419 円	561 円	582 円
安 値	319 円	278 円	421 円
終 値	381 円	488 円	499 円

(注) 株価は株式会社東京証券取引所市場第一部におけるものです。

② 最近6か月間の状況

	2014年		11月	12月	2015年	
	9月	10月			1月	2月
始 値	563.60 円	613.00 円	678.40 円	639.90 円	612.60 円	582.30 円
高 値	630.00 円	630.70 円	682.30 円	650.00 円	625.80 円	679.50 円
安 値	562.60 円	550.70 円	628.40 円	592.70 円	565.10 円	576.00 円
終 値	618.40 円	628.40 円	640.80 円	611.90 円	588.40 円	672.00 円

(注) 1. 2015年2月の株価については、2015年2月26日（木）までのものです。

2. 株価は株式会社東京証券取引所市場第一部におけるものです。

③ 処分決議日前営業日における株価

	2015年2月26日
始 値	673.00 円
高 値	674.00 円
安 値	666.30 円
終 値	672.00 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

1 1. 処分要項

- | | |
|--------------------|--|
| (1) 処分期日 | 2015年3月16日(月) |
| (2) 処分株式数 | 普通株式 130,000,000株 |
| (3) 処分価額 | 1株につき665.45円 |
| (4) 処分価額の総額 | 86,508,500,000円 |
| (5) 処分方法 | 第三者割当による処分 |
| (6) 処分予定先及び処分予定株式数 | 第一生命保険株式会社 70,000,000株
日本生命保険相互会社 60,000,000株 |
| (7) 処分後の自己株式数 | 937,337株 |

(8) 上記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力が発生することを条件とします。

(注) 処分後の自己株式数には、2014年10月1日以降の単元未満株式の買取請求・買増請求に基づき増減した自己株式数は含んでおりません。

以上